

令和6年度 赤い羽根共同募金運動に

ご協力をお願いいたします！

2024
10
no.615

『京都の福祉』は福祉関係者に福祉の課題や情報を提供する「京都府社会福祉協議会」(府社協)が発行する広報誌です

支える人を支える 京都の福祉



●災害時の配慮が必要な方への支援

↳地域でできる取組み

▼4ページ

●施設の歴史 第2回 野菊荘

▼6ページ

もえくさ



T.S

Y 法人後見業務などで連携する弁護士や家庭裁判所職員から、しばしばNHK連続テレビ小説「虎に翼」が話題となる。「虎に翼」は戦前戦後に活躍された女性初の弁護士・裁判官三淵嘉子氏の実話だ。

Y 家裁は太平洋戦争敗戦後まもない1949年1月に発足した。当時は戦後混乱期で全国12万人の被災孤児があり、少年の犯罪とホームレス問題が社会背景にあった。

Y 家裁の創設は「家庭裁判所の父」と称される宇田川潤四郎裁判官(初代最高裁家庭局長)が尽力した。三淵氏とともに女性と子どもの権利を擁護しケースワーク機能を持つ新しい裁判所づくりに生涯をかけた。京都家裁庁舎には家裁の標語「家庭に光を、少年に愛を」が会議室に大きな額に、また玄關脇の母子像の台座にその文字が刻まれている。107歳まで清水寺の貫主だった大西良慶和上の直筆だという。

Y 家裁発足直前まで京都少年審判所長だった宇田川氏は京都の学生に働きかけ、現在の日本BBS連盟(更生保護ボランティア)が発足した。本誌は「施設の歴史」を連載中だが、司法福祉分野においても京都が先駆的役割・源流となっている。



赤い羽根コラム

赤い羽根共同募金（以下共同募金）を社協は地域福祉の課題解決に活用しています。精華町社会福祉協議会（以下精華町社協）の谷川晴美さん、河野由美さん、鎌田百合さんにお話を聞きました。

「交通の不便さを感じておられる住民の皆さんの生活課題を少しでも解消できないか、外出支援サービスを住民の中で助け合いのひとつとして活用できないかと考えていました。そこで共同募金助成金を活用して、地域送迎専用車両を導入したんです」と話すのは、精華町共同募金委員会の事務局を担う河野由美さんです。

『ちょっとそこまで乗せてん car』と名付けられたこの事業



「車両があれば行動範囲は広がります。この取り組みが地域住民のために、より良い方向に向かっていけたらいいですね」（鎌田百合さん）

精華町社会福祉協議会
法人運営室 鎌田百合さん

精華町社会福祉協議会
地域福祉課 河野由美さん

精華町社会福祉協議会
法人運営室 谷川晴美さん

赤い羽根共同募金を 移送サービスに活用して 地域住民の困りごとの 解決に役立てる

精華町は町の西部と南部になだらかな丘陵地が広がるという場所柄、高齢者や障がい者の移動手段が限られるという問題があります。精華町社協が令和4年度に第5次精華町地域福祉活動計画を策定するために、実施した地域住民へのアンケートでは生活課題について「通院や買い物の移動手段に困っている」という回答が最も多かったそうです。

「交通の不便さを感じておられる住民の皆さんの生活課題を少しでも解消できないか、外出支援サービスを住民の中で助け合いのひとつとして活用できないかと考えていました。そこで共同募金助成金を活用して、地域送迎専用車両を導入したんです」と話すのは、精華町共同募金委員会の事務局を担う河野由美さんです。

「住民の方からは、募金がどのような使われ方をしているのかわからない、といった声も聞きます。ですが、この事業はマークを付けた車が町内を走るの、何に使われているかひと目でわかる長所があります」と登録団体の数や車両の貸し出し、返却は社協に行かなければならないなど課題はあるものの、地域の困りごとに対して何もしないでいるよりも、積極的に一歩を踏み出せてよかったです。三人は口を揃えます。

地域の住民が課題に気づき、住民同士のつながりで解決するときに、社協がサポートする。その方法のひとつに共同募金が使われています。精華町社協の取り組みを参考にしてみたいかがでしょうか。



＜醒泉学区社会福祉協議会（下京区）＞
地域の防災意識の向上のため、減災カフェの開催や防災訓練、「地域の集合場所」プレート設置などの取り組みに助成金を活用しています。



＜和束小・中学校福祉推進事業（和束町）＞
小学校や中学校での福祉教育を充実させるために助成金を活用。生徒に車いすを体験してもらったり、認知症サポーター養成講座を開催したりしました。



＜フードドライブ（木津川市）＞
助成金を活用して、新たにフードドライブを開設しました。地元の小学生が食品ロス削減について学んだことで興味を持ってきて、啓発活動に参加してくれました。

共同募金の寄付金は、困っている人を「支える人を支える」ために活用されています。



＜ひとり暮らしの集い（与謝野町）＞
一人暮らしの高齢者を対象とした「ひとり暮らしの集い」の開催に活用しました。「久しぶり〜!」「元気だったか?」と笑顔が広がるなど、参加者同士のコミュニケーションも生まれています。



＜宮津市社会福祉協議会 訪問理容サービス事業（宮津市）＞
寝たきりなどで理容店に行くことが困難な方を対象にした、訪問理容サービスに助成金を活用しました。利用者からは「散髪をしてサッパリできてうれしい」との感想が寄せられています。

令和5年度 募金の使いみち 令和5年度 京都府の配分・助成額 **299,659,565円**はこのように使われています。
(災害等準備金取崩・過年度配分金戻入額 24,692,849円を含む)

＜京都府内 36 市区町村の
じぶんのまちの福祉活動のために＞ **199,360,365円**

高齢者福祉活動助成 **54,807,036円**

課題を抱える人々を支える活動助成 **8,817,367円**

住民全般の福祉活動助成 **75,345,349円**

児童・青少年福祉活動助成 **16,656,776円**

障がいのある方の福祉活動助成 **25,045,772円**

市・区・町・村共同募金委員会の活動費 **18,688,065円**

＜京都府全体の福祉活動のために＞ **100,299,200円**



皆さまからいただいた募金のつかいみちをご覧くださいませ。

はねっと 検索

令和6年度 共同募金運動 令和6年 10月1日～ 令和7年 3月31日

社会福祉法人 京都府共同募金会
TEL: 075-256-9500 FAX: 075-256-9505
https://www.akaihane-kyoto.or.jp



災害時の配慮が 必要な方への支援

地域でできる取組み

近年、災害が多発・激甚化しています。京都府内では、昨年（令和5年）8月豪雨により北部地域で大きな被害をもたらしました。また、1月に発生した令和6年能登半島地震やこの8月に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報等、日常の災害の備えに対する意識が高まっています。

京都府災害ボランティアセンターでは、各市町村社協や関係機関と連携し、災害にも強いまちづくりに向け、日常での備えとともに発災直後から復興まで「自助」「共助」「公助」の3つの災害対応力を地域で高めることを進めてきました。

普段の生活のしづらさを抱えた人や社会的に弱い立場にある方は、被災によって、さらに課題が深刻化・長期化しやすいです。それを支える人の関わりを得られないことが、災害時の避難やその後の生活まで大きな影響を与えます。今回は、災害時に特に配慮が必

要な高齢者や障害者、外国人への支援から、地域でできる取組みを考えます。



あやべネットワーク

当事者と支援サークルが ともに考え発信する 聴覚障害の災害時の 環境づくり

あやべネットワークは、聴覚障害に関わる当事者（聴覚障害者協会・難聴者協会）と支援サークル（手話サークル・要約筆記サークル）で構成するボランティア団体です。

綾部市では、以前から台風などにより土砂災害が起こり、身近な危険があった時に、聞こえない人は情報から取り残されて、「自分だけが知らない」ということがあります。また、外から障害が分かりにくいいため、避難先でも孤立しがちです。あやべネットワークでは、当事者とボランティアがともに災害時に必要な支援を学び合いながら取組みを進めています。

バンドナやビブスで避難所や災害現場などで自身が聴覚障害者であることや手話・要約筆記ができることを周囲に知らせることで、声をかけやすくなる工夫など、安心して避難できるような環境づくりが進められています。公共のサービスとしては、電話リ



野田和博代表 小原純子さん

レーサービスや綾部市のネット119（※1）がありますが、いざという時に活用できるよう消防署とも連携した訓練や使用方法の学習が必要と考えています。聞こえない人が取り残されることのないよう、周囲の住民の理解も大切になります。私たちボランティア団体でもできることから取組みたいと考えています。



ネット119
スマートフォンなどを使用し119番通報をチャット（文字）等でやりとりするもの（画像：広報あやべネット第757号）

西町自治会・福知山市 日常の支え合いと つながりの延長線上に 安心できる避難の 仕組みをつくる

避難といっても一人一人の年齢や身体的な状況は異なります。そのため、西町自治会では、災害時に自分で避難所まで行けない高齢者を自治会の住民同士で避難所まで移送する体制をつくっています。

市が示す水害のハザードマップは市内全体を対象としているため、地域の河川や生活されている方の状況に沿った独自の避難ルールを市の指導・助言のもと作成しました。独自のルールでは、市が作成している避難行動要支援者名簿に載っている方だけでなく、車の運転ができない方、家族がいても日中仕事で出ていて避難が困難な方も避難支援の対象としています。また、高齢者にとっては移動も避難所で過ごす時間も大きな負担となるため、移送するだけでなく避難所に一緒に留まり、状況を伝えたり、お話をして不安を和らげたりしています。

公益財団法人 京都府国際センター （以下、センター）

災害時における 外国人支援のための ネットワークづくり

地震や台風などの災害が発生した時、日本に住む外国人は、災害情報が十分理解できない、防災訓練などの体験がないなどの事情から、すぐに避難行動が取れない恐れがあります。また、避難所のことを知らない、避難先で孤立するなど不安な気持ちを抱く一方で、十分な支援が受けられない可能性があります。センターでは、市町村や国際交流協会など関係機関と連携して、災害情報の多言語化、孤立防止や困り事把握のための避難所巡回、相談窓口の設置などの支援が行えるようネットワークづくりに取り組んでいます。

いざというときに力になるのは日常の交流や頼りにできる人が身近にいるということです。まずは、日頃から地域で生活する外国人に対する偏見をなくすこと、文化や習慣の違いを知り、外国人も日本人もお互いに理解し歩み寄ることが大切です。理解できないと思っていた行動も、その国の文化など



大西勝己自治会長

できない方は行政に任せる必要がありますが、すべてを行政まかせにしてしまつといざ発災した時に対応しきれません。自分たちでできることは自分たちで取り組む必要があると考えています。

福知山市の地域包括ケア推進課高橋係長も「福知山市では公的支援を整備していますが、災害時、特に大きな災害の際にすぐに反応できるのは近所での共助です。西町自治会のように共助の活動が活発な地域もあり、公助と共助、二重で補い合えたら」と言われています。

- ### 西町自治会での その他災害への備え
- ① 組別緊急連絡網の整備
 - ② 防災LINEの整備と活用
 - ③ 自主防災会議の開催
 - ④ 家族避難計画書の配布
 - ⑤ 市の防災訓練への参加、自治会独自での実施



近藤徳明事業課長

を知れば分かり合えるかもしれません。センターでは日本人と外国人が一緒になって防災を学ぶ機会を設けるとともに、多文化理解の講座を行うなど今後も地域の支援体制づくりを進めます。

京都府国際センターの取組みと地域でできる活動



国際センターホームページ (<https://www.kpic.or.jp/>)



「母子の未来を紡ぐ支援の歴史」

野菊荘

京都府内の社会福祉法人の歴史やなりたちを紹介する「施設の歴史」第2回目は、2024年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、時代とともに変化するニーズに対応しながら、戦時中から母子、女性に寄り添い支援に取り組んでこられた野菊荘を紹介します。

母子生活支援施設とは

児童福祉法第38条で定められた、18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの理由で離婚の届出がでない母子家庭など、様々な事情で母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。かつては母子寮と呼ばれ、1998年の児童福祉法の改正とともに母子生活支援施設に名称が変わりました。

保護することを目的としていた施設から、保護だけでなくその家庭が心身ともに自立した生活を送ることができるようにと、支援の形も時代とともに変わっています。

これまでのあゆみ

野菊荘のはじまりは、戦争で配偶者を亡くした母子の救済を目的として恩

賜財団軍人援護会によって授産施設と保育室を併設して開設された平安寮です。

1950年には運営が京都府に移管され、名称も平安母子寮に改められました。1954年に京都府の児童相談所に初めての児童福祉社として任命されていた、現理事長芹澤出氏の祖母である「お種さん」こと村山種氏が京都府職員として平安母子寮の寮長に就任されました。



芹澤出 理事長

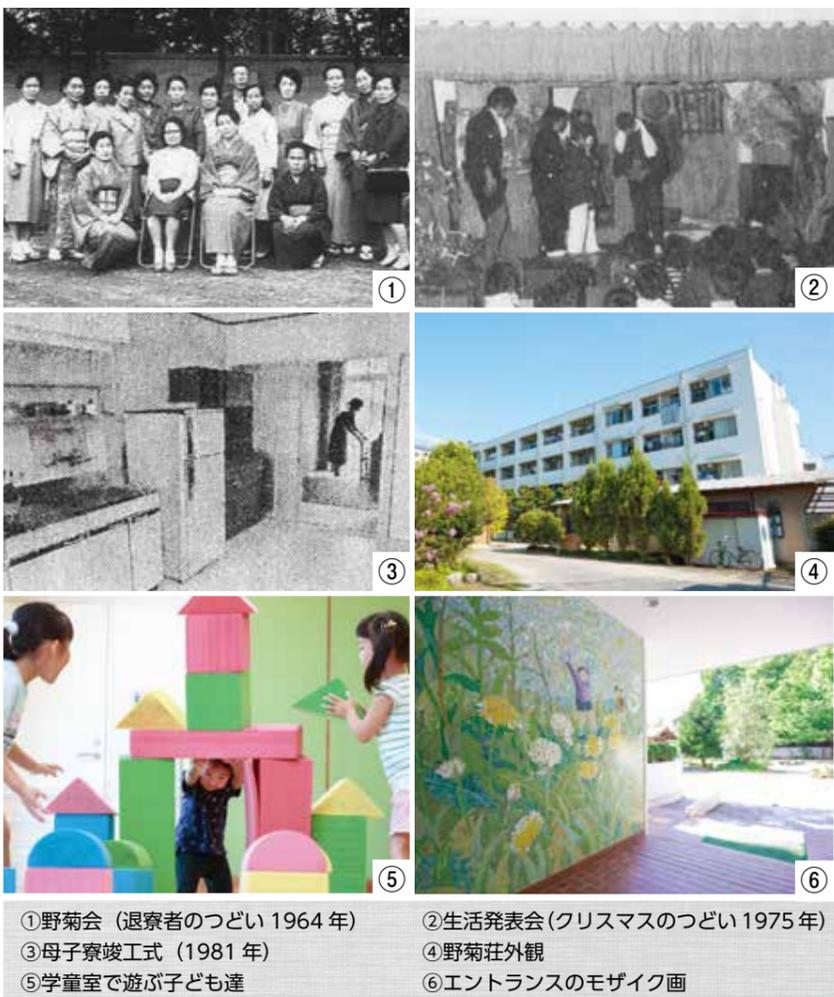
その後、平安母子寮の運営を京都府から民間に移譲しようとする動きの中で、前理事長の芹澤栄之氏の協力により、村山種氏は1959年に財団法人京都市民生会を設立し、民間の社会福祉施設として山ノ内母子寮を開設しました。

1998年からは母子生活支援施設野菊荘に改称し、現在では入寮定員30世帯、緊急一時保護定員6世帯として運営されています。また、山ノ内母子寮の時代であった1960年から、村山種氏の呼びかけにより、母子寮退寮者の集い「野菊会」が行われており、母子寮で頑張ってきた仲間同士の絆が大切にされています。

変化するニーズに対応する支援

「時代とともに母子のニーズ、利用

- #### 野菊荘 年表
- 1942 平安寮 落成開寮（恩賜財団軍人援護会）授産施設、保育室併設
 - 1950 運営を京都府に移管。名称を平安母子寮、平安保育所と改める
 - 1959 運営を財団法人京都市民生会に移譲。山ノ内母子寮と改める
 - 1980 社会福祉法人宏量福祉会設立認可
山ノ内母子寮の経営を宏量福祉会に移管
 - 1981 山ノ内母子寮（野菊荘）全面改築。
日本で初めて、行政の干渉を受けない緊急一時保護室を定員外に3室設置
 - 2005 緊急一時保護を目的とした施設外民間シェルターである「シェルターみやこ」を開設。
京都市唯一の民間シェルターとして運営
 - 2015 地域支援事業・ひとり親家庭サポートセンター「こもれび」開始
 - 2016 「こもれび」の事業を拡大。学習支援や学童保育を開始
 - 2021 単身女性等を一時保護する「ステップハウスみやこ」を開設
「こもれび」の事業として、小学生向け子ども食堂「おかわり食堂」を開始
 - 2024 京都市女性のための相談支援センター「みんと」を開所



①野菊会（退寮者のつどい1964年）
②生活発表会（クリスマスのつどい1975年）
③母子寮竣工式（1981年）
④野菊荘外観
⑤学童室で遊ぶ子ども達
⑥エントランスのモザイク画

養育問題を抱える方が38%、障がい者手帳交付者が55%、また、子どもについては、引きこもりや発達障害などの要支援児童が89%、障がい手帳交付児が21%となっています。野菊荘では、生活支援以外にも暴力の連鎖を断ち切る支援や母親に対する就労支援等を通じて自立支援を行うとともに、退所後も相談支援等で関わり続けることで長期的な支援をされています。

野菊荘では、これまで時代とともに変化する母子、女性のニーズに対応しながら、支援を拡大してきました。1981年には、他府県からや休日の緊急避難対策として、行政のチェックを受けずに施設で入所の判断ができる緊急保護室3室を日本で初めて設置。「現代の駆け込み寺」としてNHKや新聞報道で取り上げられ、全国から母子が殺到しました。

芹澤栄之前理事長は、「母子寮は、その利用者にとって第二のふるさと、子育ての学校であり、自立の出発点・原点である。」という言葉を残されていますが、現在も、母子、女性に寄り添いながら自立支援をするという考え方が大切にされています。

地域とともに歩む自立支援

野菊荘を運営する宏量福祉会では、山ノ内母子寮だった時代から地域との交流を大切にしてきました。現在は、地域支援に関する取り組みとして「ひとり親家庭サポートセンター こもれび」を運営しており、学習支援、子ども食堂、学童保育、食材提供等に取り組んでいます。この事業は、施設を退所した子どもへのアフターケアや、支援が必要な方とつながるきっかけづくりも目的としています。

「これまで、制度の狭間にいる人のための支援を充実させてきた。今後、支援の充実を図ることが大切。野菊荘は、職員、利用者、退所者、関係者、ボランティア、寄付者等、多くの方の支援があり運営ができています。これからもみんなで一緒になって利用者を守っていききたい。経営的に実施が厳しい事業もあるが、必要な支援であれば、みんなで協力しながら継続していきたい」と語ってくれた芹澤出理事長。自立支援を大切に先人の考え方を受け継ぎながら、支援をされている姿が印象的でした。

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の役割とは

民生委員・児童委員は、大正6年に岡山県で「濟世顧問制度」が、大正7年には大阪府で「方面委員」制度が発足し、その後全国に普及しました。昭和21年に「民生委員令」が制定され、

終戦後の国民の困窮状況や要保護者の調査を担うなど広く国民の生活全般の相談に応じる現在の「民生委員」となりました。民生委員は児童委員を兼ねており、全国で約23万人、京都府内では約5,500人が活動され、民生委員法及び児童福祉法により厚生労働大臣から委嘱を受ける特別職の地方公務員(非常勤)ですが、報酬はありません。

①地域住民の身近な相談相手、見守り役②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役③社協や共同募金など民間社会福祉活動の推進者④地域課題の可視化と住民の代弁を行う提言役⑤時代に先駆け時々の福祉

課題の解決に自ら取り組む実践者等の役割を果たしています。

困っている人や悩んでいる人に同じ住民目線で寄り添い、「よい地域をつくりたい」という熱意や使命感によって支えられています。民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手としてなくてはならない存在となっています。

民生委員・児童委員活動の課題

京都府内では、令和4年の改選時に委嘱された民生委員数は定数5,607人に対して5,398名(98.1%)の充足率(令和5年7月時点)と定員を下回っています。

欠員が生じている地域では、担当地域の民生委員・児童委員の負担も大きくなることから、人材確保が喫緊の課題となっています。委員の年齢の上昇と在任期間の短期化も課題となっています。

また、社協では、生活福祉資金の貸し付けにあたって、民生委員調査書の作成を依頼していますが、住民同士のつながりの希薄化やプライバシーの問題への意識の高まりから難しくなっています。

京都府社会福祉協議会においては、民生委員・児童委員との一層の連携を図るとともに、民生委員・児童委員制度やその活動の発信を通じて、協働した取り組みを進めていきます。

【ふれあいまつりでの様子】



【民生委員による訪問活動の様子】



【見守り活動の様子】



取組み①

地域の子育て世帯の強い味方!

亀岡市民生委員児童委員協議会の取組み

子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化する中、亀岡市では学校や福祉関係者等幅広い人との連携・協力した活動を展開し、地域で子育て・子育てを支えています。

社会福祉協議会が開催する、就学前の子どもを対象にした「かめおっこ出前ひろば」に亀岡市民生委員児童委員協議会が連携し、地域での子育て世帯の孤立を防止し、安心して子育てが

できるような活動を進めています。

「かめおっこ出前ひろば」では、親子で安心して集える場の提供や仲間づくりの支援を行っています。また、身近に相談できる場にもなっており、子育て世代の強い味方になっていきます。

主任児童委員の高田厚子さんは、長年の教育現場での経験を生かし、退職後に地域のために何かしたいとの思いから民生委員を始められました。「初めは、小さい子たちと接することに不安がありました。今は出前ひろばや日々の活動で親子と触れ合う時間が楽しみとなっています。」委員の活動については、「委員同士は、活動の悩みや親の介護等を相談し合える仲間。仲間とともに活動を楽しんでいます」と話されていました。



取組み②

訪問する中で潜在的なニーズを把握し、困りごとを抱えた世帯に寄り添う

向日市民生児童委員連絡協議会の取組み

地域には様々な課題を抱えながら孤立し、「声を出せない人」「声を出さない人」も少なくありません。民生委員は、地域での「気になる人」を早期に把握し、隣人として寄り添う役割とともに専門機関へつなぐ役割も果たしています。

民生委員のAさんは、高齢の母親への定期的な訪問をきっかけに同居の息子のことについて相談をうけました。

具体的な状況を訪問し把握するなど相談支援を行い、地域包括支援センターへつなぎました。その後も地域ケア会議に出席して支援状況を共有し、今も世帯の見守りを続けています。Aさんは、「人のつながりが薄くなってくる中で、民生委員としての関わりが難しくなっています。訪問を積み重ねる中で、困りごとを抱えた本人が安心して相談できるよう日常のさりげない会話を大切にしています。また、地域の方に喜んでもらえたときやその人の抱える問題が少しでも改善したときにやりがいを感じます。」と話されています。

また、自治会や地区社会福祉協議会等から困りごとを抱えた世帯について相談を受けることも多く、地域の様々な機関や活動と連携し住民に寄り添いながら活動をされています。住民の立場から、地域で生活されている世帯の変化を逃さず、寄り添い続ける活動は民生委員ならではの強みです。



子どもたちの気持ちを
受け止めてあげられる
存在でありたい



和敬学園 ケアワーカー ● **井上 凜**さん

母親が保育士をしており、自身も子どもが好きなことから保育士になりたいと思っていましたという井上凜さん。「短大ではこども教育学科で学んでいました。その中の社会的養護という科目で、児童養護施設について初めて知ったんです。家族のように子どもたちと触れ合うことができるのかなと興味が出てきて、保育士から進路を切り替えたいです」

そうして和敬学園に入職して3年目を迎える井上さんは、現在、ケアワーカーとして、毎日の食事の世話や宿題の手伝いなど、子どもたちの生活全般をサポートしています。子どもたちの中には反抗

期を迎えている子どももいて、「毎日大変なことばかりです」と井上さんは苦笑いを浮かべます。「それでもちゃんと子どもと向き合っていると、少しずつではありますが心が開いてくれて、聞く耳を持ってくれます。毎日の生活の中で、子どもたちの成長を見られたときは、この仕事にやりがいを感じますね」

子どもたちには自分の気持ちを素直に言えるようになってほしいと井上さんは考えています。「そのためには、これからも子どもたちをしっかり寄り添って、気持ちを受け止めてあげられる存在でありたいと思います」

◆この職場を選んだ決め手は？

施設を見学をした際、家のような温かい雰囲気、職員さんも気さくだったのがいいなと思いました。

◆職場のいいところ

話し合いの場をちゃんと持って、情報共有もしっかりしてくれるので、子どもをみんなで見守っているという思いが強いです。

◆休日の過ごし方

お笑いや音楽のライブに行って、リフレッシュしています。

【施設名】(福)衆善会 和敬学園
【場所】京都府京都市上京区烏丸通寺ノ内上る東入 相国寺門前町 704 番地
【URL】http://syuzenkai.com/wakei-gakuen/
【TEL】075-241-3320 【FAX】075-255-1348

令和6年度 スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償
しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン **1** 施設業務の補償 (賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			▶年額保険料(掛金)		
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円	基本補償(A型)	
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円		定員
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円	1~50名	35,000~61,460円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円	51~100名	68,270~97,000円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円	以降1名~10名増ごと	1,500円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円	見舞費用付補償(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円		
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円	●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償 ●オプション2 ●医務室の医療事故補償 ●オプション3 ●看護職の賠償責任補償 ●オプション4 ●借用不動産賠償事故補償 ●オプション4 ●クレーム対応サポート補償	
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度		
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円		

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン **2** 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン **3** 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 使用者賠償責任補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償
- ⑤ 役員・職員の傷害事故補償



プラン **4** 法人役員等の補償 (役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社 TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11446より抜粋)

京都府社会福祉協議会からのお知らせ

近畿社会福祉法人経営者協議会
令和6年度近畿ブロック
セミナー京都大会

日程 11月20日(水) 13:30~17:30
※セミナー終了後、交流会を開催(自由参加)

会場 都ホテル 京都八条「陽明殿」
(京都市南区西九条院町 17 番地)

対象 社会福祉法人経営者協議会の
会員法人の役職員等 200 名

参加費 ①近畿府県社会福祉法人経営者協議会
会員の役職員 1名あたり5,000円
②上記以外(非会員)の社会福祉法人
役職員等 1名あたり15,000円

申込締切 右のQRコードより、
10月31日(木)まで
お申し込みください



問合せ先 福祉経営推進課
TEL: 075-252-6292 FAX: 075-252-6310
メール: kikaku@kyoshakyo.or.jp

福祉のお仕事相談会

福祉の仕事に関心のある方、資格や経験がなくても介護・福祉の仕事にチャレンジしたい方、ブランクのある方など多くの事業所の話を聴けるチャンスです!! ぜひお気軽にお越しください。

随時入退場可・服装自由 履歴書不要

日程 11月19日(火) 14:00~16:00

会場 ハートピア京都3階大会議室
(地下鉄烏丸線「丸太町駅」より徒歩約1分)

対象 一般求職者(無資格・未経験者も大歓迎)
学生の方(学部・学年問わず、福祉に興味のある方大歓迎)

問合せ先
福祉人材課(京都府福祉人材・研修センター)
TEL: 075-252-6297
https://fukujob.kyoshakyo.or.jp



令和6年度 府民交流フェスタ

今年も府民フェスタに出展します! 楽しい企画を用意しておりますので、皆様ぜひお立ち寄りください!

日程 11月3日(日) 10:00~16:00

会場 京都府立植物園



昨年の様子

研修課ではさまざまな研修を企画・実施中です。
令和6年度に実施予定の研修は
右記二次元コードよりご覧ください。

HP <https://www.kyoshakyo.or.jp/topics/news/9286>



現在、募集中の研修は
右記二次元コードよりご覧ください。

HP <https://www.kyoshakyo.or.jp/topics/boshyu>



X (旧Twitter)
フォローをお願いします!

@KyoShakyo_ で 検索



研修のことや制度のことなど、福祉のいろいろな情報をつづやいていきます。



●本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。
<https://www.kyoshakyo.or.jp> 京都府社協

検索



本紙は、共同募金の
配分金によって
つくられています。